「知的財産権強国発展報告（2025 年）」の概要紹介

2025 年 12 月 24 日
JETRO 香港事務所

2025 年 12 月 17 日、国家知識産権強国建設に関する省庁間合同会議事務局（国家知识产权强国建设工作部际联席会议办公室）から「**知的財産権強国発展報告（2025 年）**」（知识产权强国发展报告（2025 年）[1]）（表紙等含め全 77 頁）が公表された。本報告は昨年版と同様に、以下の４章（及び付録）で構成されている。

第一章　知財強国建設の発展目標に向けた全体的な進捗状況
第二章　知財強国建設における成果
第三章　知財強国建設の発展状況の評価
第四章　知財強国建設の現状と展望
（付録　　知財強国建設の発展状況に関する評価指標体系の説明）

第一章では、「**知的財産権強国建設綱要**」[2]（2021 年９月 中共中央・国務院）に基づく 2025 年までの第一段階の８つの発展目標[3]について、以下のような最新の実績値に基づき、概ね順調に達成されていると報告されている。

指標	目標（2025 年）	達成状況
特許集約型産業の付加価値額の GDP に占める割合	13%	**13.04%**（2023 年、前年比+0.44pt） ※付加価値の額 16 兆 8,700 億元
著作権産業の付加価値額の GDP に占める割合	7.50%	7.44%（2023 年、前年比+0.03pt） ※付加価値の額 9 兆 3,800 億元
知的財産権使用料の輸出入合計額	3,500 億元	**3,987 億元**（2024 年、前年比+5.9%）
1 万人当たりの高価値特許[4]	12 件	**14 件**（2024 年、前年比+2.2 件）
海外で登録された特許の件数	90,000 件	53,000 件（2023 年）
知的財産権保護の満足度	82 点	**82.36 点**（2024 年、前年比+0.32）
民事第一審判決履行率	85%	**93.36%**（2024 年、前年比+1.5pt）

[1]［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/17/art_1411_203122.html
[2]［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
[3] 目標「知的財産権担保融資の登記額」は報告書に実績値がないため省略（2022 年に達成済）。
[4] 戦略性新興産業関連、海外ファミリー関連、10 年以上の維持期間、高額の知財担保融資の対象、国家科学技術賞や中国専利賞等の受賞、などの条件のいずれかを満たす特許のこと。

第二章では、評価時点の統計値や取組み等が報告されている。各種の統計値については、本文書の末尾に添付の別紙を参照されたい。

第三章では、知財強国建設指数（知识产权强国建设指数）[5]及び６つのサブ指数の状況と、地域知的財産発展指数について、以下のような報告がされている。

- 知財強国建設指数は 131.8（前年比 6.3 増）と着実に向上。
- サブ指数はいずれも増加。特に知的財産市場運営指数は+11.7 と大幅に上昇。
- 知的財産市場運営指数に関連する項目で大きく増加したのは、特許の譲渡・ライセンス活発度(35.9%)、地理的表示を認可された事業者の割合(44.8%)、GDP1 億元あたりの知的財産質権融資登録額(42.0%)、知的財産質権融資の包括融資を受けた企業の割合(34.8%)など（括弧内は前年比の増加の割合）。
- 地域知的財産発展指数は全省平均が 86.29（前年比 1.08 増）と上昇。広東省、上海市、北京市、浙江省、江蘇省がトップクラス。特に大湾区（広東・香港・マカオ）は中国の PCT 出願の 34.5%、知財貿易額の 30.8%を占めるなど国際知財競争で顕著な成果。

評価指標	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	増減
知財強国建設指数	**100**	**116.3**	**120.0**	**125.5**	**131.8**	**+6.3**
知財制度構築指数[6]	100	112.4	117.8	120.4	122.5	+2.1
知財保護体系指数[7]	100	119.3	122.1	130.5	135.3	+4.8
知財市場運営体制指数[8]	100	114.8	118.4	122.4	134.1	+11.7
知財公共サービス体系指数[9]	100	117.5	122.7	127.4	133.3	+5.9
知財人文社会環境指数[10]	100	121.3	125.5	131.3	137.8	+6.5
知財グローバルガバナンス参加指数[11]	100	114.1	115.3	123.6	125.5	+1.9

知財強国建設指数と 6 つのサブ指数の推移

[5] 知的財産権強国建設綱要に基づく、知的財産強国建設の進展状況を測定するための指標。
[6] 「専利法実施細則」「専利審査指南」等の改正・制定、審査の質・効率の指標向上など。
[7] 処理した専利紛争行政事件数、知財権保護センター数、知財保護の社会満足度など。
[8] 人口当たりの高価値発明専利数、GDP 当たりの知財権技術契約高、知財担保融資額など。
[9] 知財権公共サービス機関のカバー率、知財権基礎データ公開種類数など。
[10] 人口当たりの大卒以上の専利代理士数、知財権専攻の学部を設置する大学数など。
[11] 中国での外国専利・商標等の有効件数、PPH パートナー数、商標・意匠の国際出願数など。

最後の第四章では、発展展望として以下の７つを挙げている。

① **知的財産権制度の改善**（新興分野や国際関連分野における知財法制の強化、商標法や関連規則などの改正、「特許審査基準」の改訂、生成 AI に関する保護指針の検討、オープンソースやデータ知財に関する制度整備、商標権侵害事件の法的ガイドラインの検討など）

② **高品質な知的財産創造の強化**（品質重視の指標体系と評価システムの整備、産業化見通し分析を中心とした特許出願前評価システムの構築、知的財産業務システムの整備、審査の質と効率の向上、マルチモーダル大規模モデル AI 技術の応用の加速、イノベーション共同体の形成の促進など）

③ **知的財産権の効率的な活用の推進**（収益分配制度の改革、特許活用の長期的メカニズムの構築、イノベーション共同体と知的財産運営センターとパテントプールの一体的推進、特許産業化による中小企業成長モデルの構築、国家統一技術取引プラットフォームの構築、「中国製」から「中国ブランド」への転換促進、高品質な地理的表示製品の創出と農村振興、知的財産サービス輸出拠点の整備、自由貿易試験区を活用した国際連携と制度開放の推進など）

④ **高水準の知的財産保護**（「三位一体」審判改革[12]の継続、新技術・新業態・新分野における司法ルールの整備、国家安全保障に関わる知的財産権の国外移転管理、行政・司法・仲裁・業界・信用情報の連携メカニズムの構築など）

⑤ **高水準の知的財産サービス**（既存の知的財産プラットフォームの最適化、地域産業に応じた知的財産サービス集積、知的財産サービスの標準体系の構築）

⑥ **高品質な人文社会環境の創出**（産学連携による人材育成、知的財産専門学位の推進、複合型人材や国際的な弁護士の育成など）

⑦ **国際協力と競争の統合推進**（WIPO 協議への積極的参加、新分野・新業態の国際ルール策定推進、国際協力と国際競争の統合的推進、「一帯一路」構想における知的財産協力、自由貿易協定における知的財産議題の交渉推進、権利侵害・模倣品犯罪に関する海外法執行機関との協力強化など）

（以上）

[12] 知財専門裁判官が民事・行政・刑事の案件を一体的に審理することで、一貫性・迅速性・専門性を改善する制度改革。2018 年に施行開始、2023 年には主要都市で本格導入されている。

（別紙）

以下、本報告に掲載の図表の一部を紹介する。図表の番号は報告書の番号をそのままであり、テキストのみ日本語に修正している。

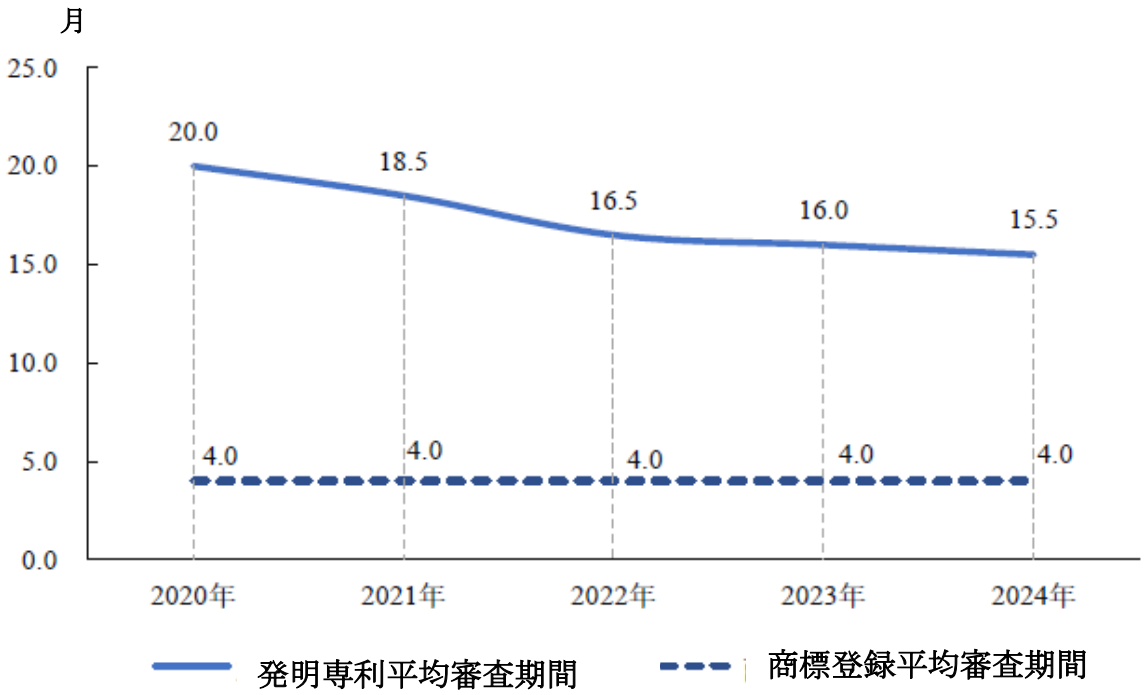


図８　発明専利と商標の平均審査期間（月）

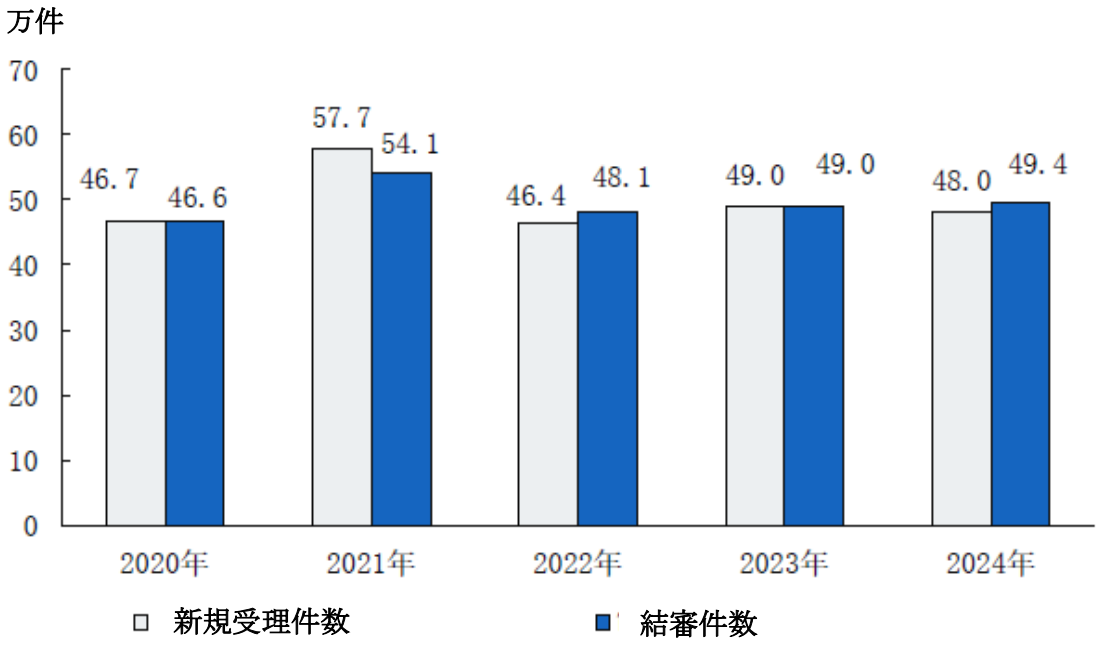


図９　知的財産権第一審事件の新規受理件数と結審件数（万件）

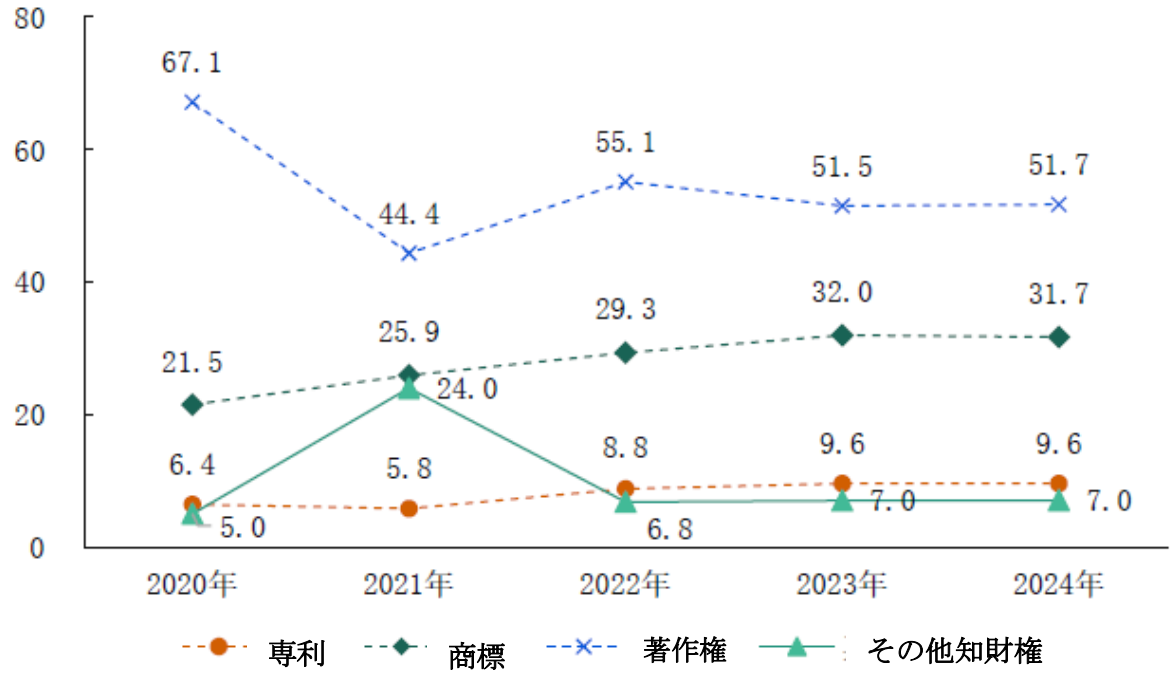


図 10　知的財産権第一審事件の新規受理件数の構成比（%）

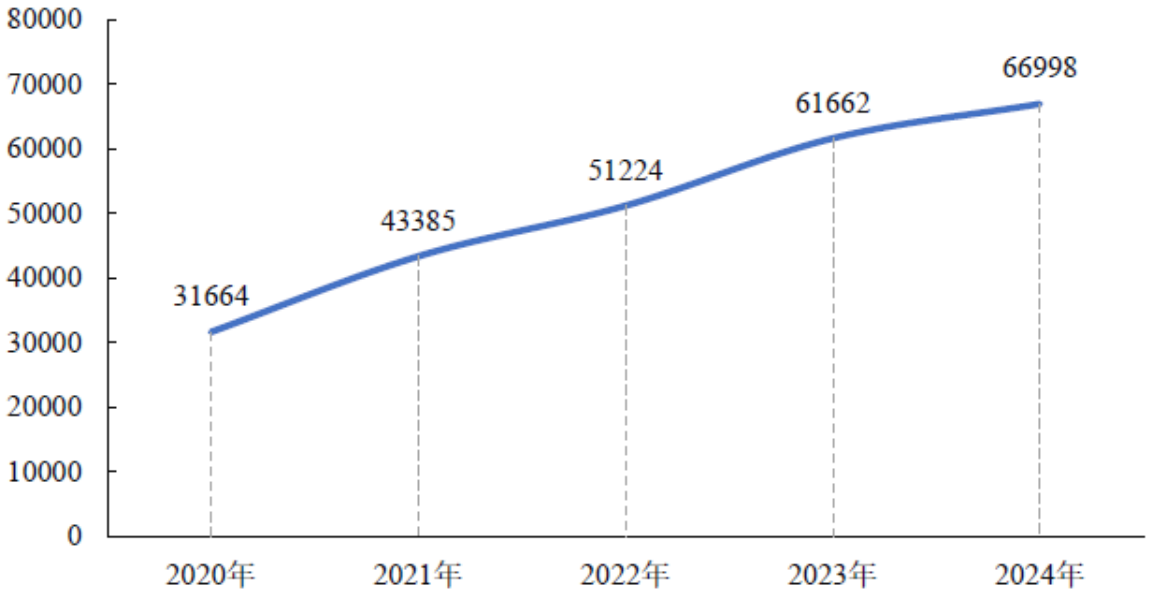


図 11　国内権利者による知的財産権の税関保護申請[13]の有効件数（件）

[13] 侵害品の摘発のために、特許・商標・著作権などの権利情報を税関に登録する申請のこと。登録は通常 10 年間有効で、更新も可能。

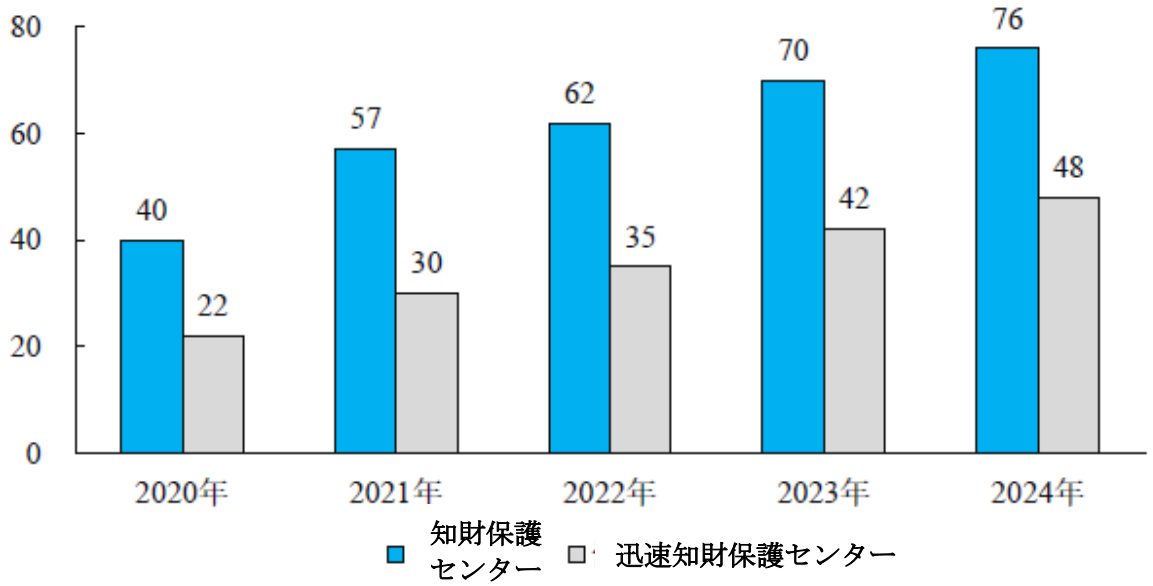


図 12　知財保護センターと迅速知財保護センター[14]の設置数（箇所）

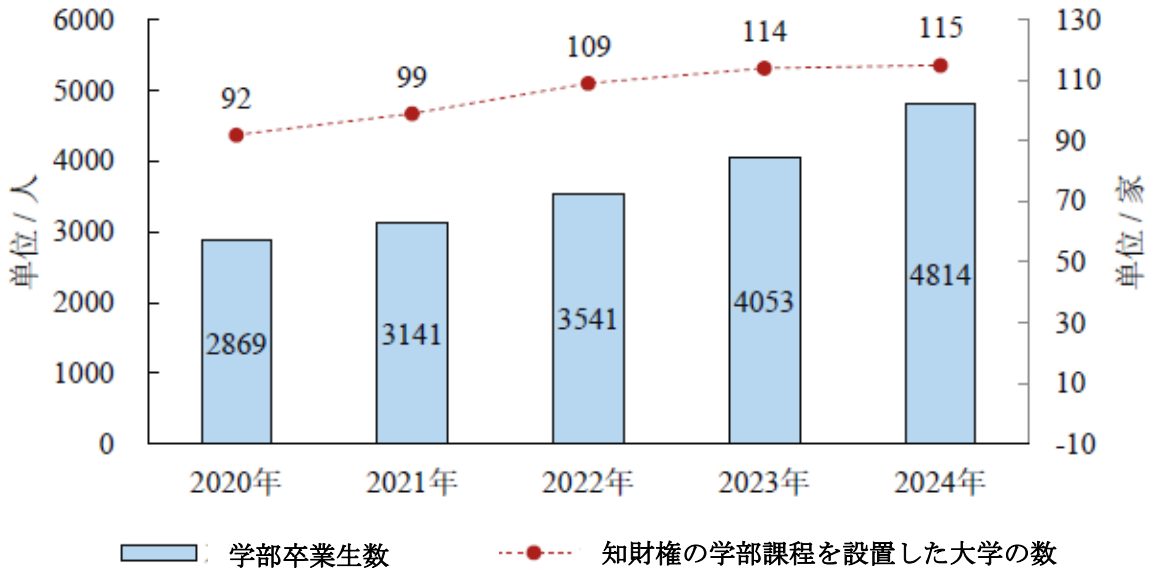


図 16　知的財産に関する学部課程を提供している大学の数とその卒業生の数

[14] 知財保護センターは権利侵害の行政調査や証拠保全、侵害判定等のサービスを提供する支援機関。迅速知財保護センターは紛争調停や仲裁による簡易・即時の行政裁定を行う機関。

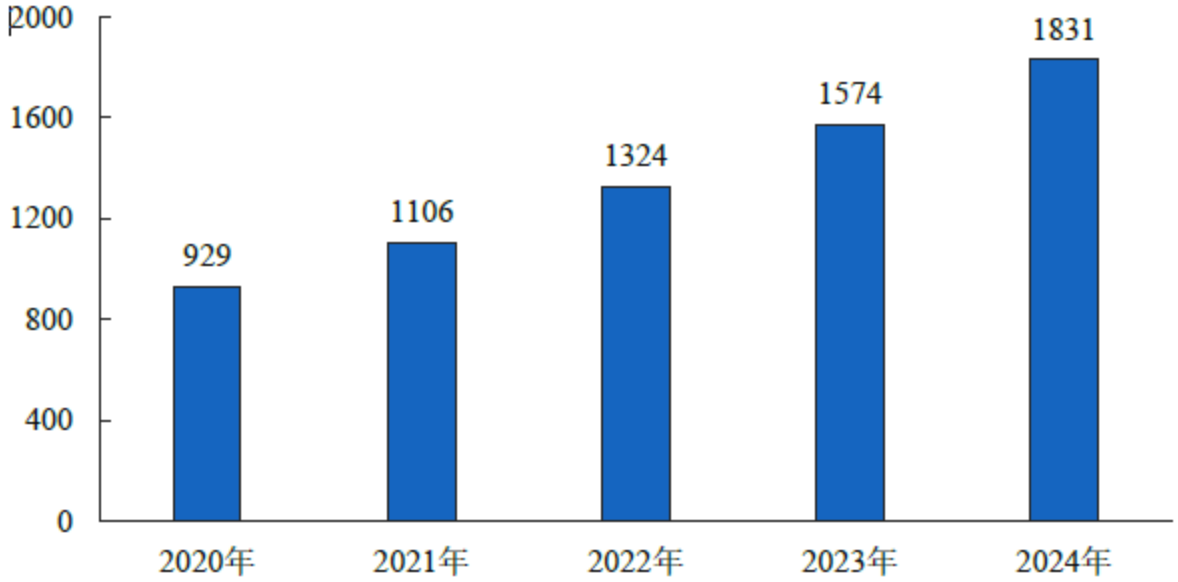


図 17　中国が提案し、制定された ISO および IEC 国際規格の累計件数（件）

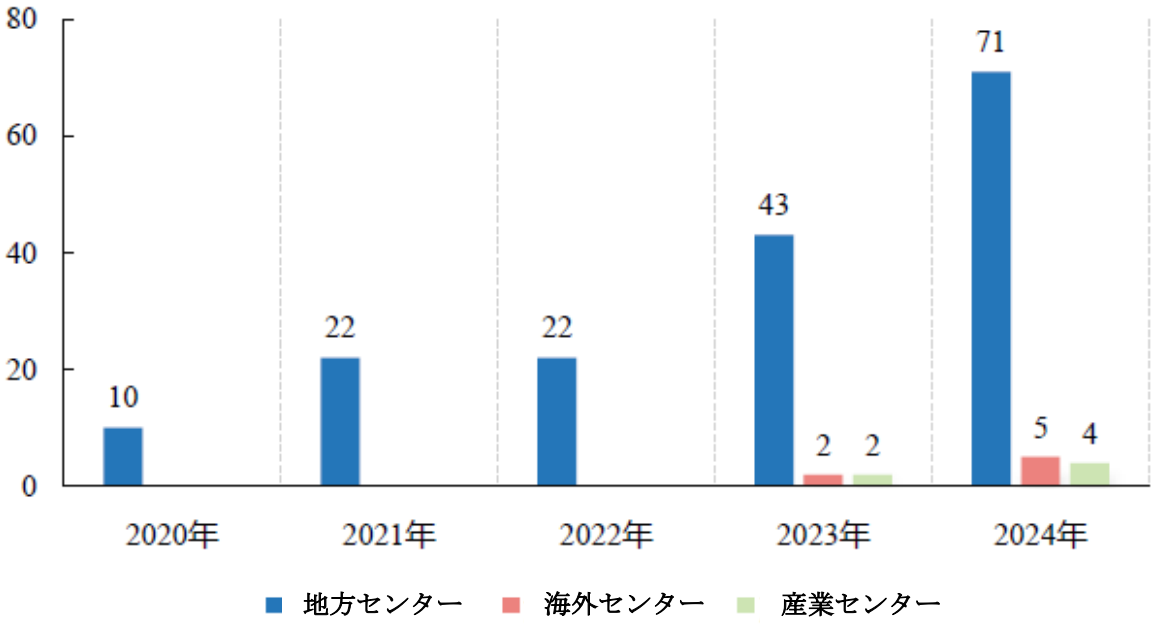


図 18　海外知的財産紛争対応指導プラットフォーム[15]の設置数（箇所）

[15] 地方センターは各省・市・自治区の知的財産局等が運営。海外センターは CNIPA と中国国際貿易促進委員会が設立し在外商工部等が運営。産業センターは特定産業における海外知財紛争対応力の強化のため、CNIPA の委託により業界団体や研究機関等が運営。

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
技術秘密	50.4	46.7	48.8	46.8	45.5
特許	16.6	20.1	23.2	24.8	27.5
著作権 （コンピュータソフト）	27.9	28.2	22.8	23.2	21.3
生物、医薬新品種	2	2.2	1.9	2	2.4
著作権（デザイン）	1.9	1.6	1.8	1.8	1.6
植物新品種	0.8	1	1.2	1.2	1.5
集積回路図面設計専有権	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3

表１　各種知的財産技術契約の取引件数の構成比（%）

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
特許	33.7	38.1	40.5	41.2	42.1
技術秘密	47.8	44.4	45.5	42.5	42
著作権 （コンピュータソフト）	13.2	13.7	10.1	10.2	10
生物、医薬新品種	1.4	1.5	2.2	3.2	3.6
著作権（デザイン）	2.5	1.6	1.2	2.4	1.8
植物新品種	1.2	0.5	0.2	0.2	0.3
集積回路図面設計専有権	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2

表２　各種知的財産技術契約の取引額の構成比（%）